- h 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (a) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
 - 1.全社的に影響を及ぼす重要事項に関し取締役会が決定した事項
 - 2. 監査部による各グループ会社の内部監査の結果
 - 3.「公益通報窓口」及び「ほっとライン」への相談・通報状況
 - 4. 当社の取締役若しくは使用人、又は、グループ会社の取締役、監査役若しくは使用人が発見した「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為」及び「定款に違反する又はそのおそれのある職務執行の事実」
 - (b)「公益通報対応規程」及び「ほっとライン規程」において、通報者が通報したことにより不利益な取扱いを受けないことを定めるものとする。
- i 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は、監査業務の実効性を高めるため、社外監査役には、弁護士・公認会計士などの専門知識を有する人材を登用するものとする。
 - (b) 当社の取締役及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、 重要課題について意見交換を行う。
 - (c) 当社の監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。
 - (d) 当社の監査役は、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席できるものとする。
 - (e) 当社の取締役及び使用人は、監査役より会社情報の提供を求められたときには、遅滞なく提供を行うものとする。
 - (f) 当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- i 財務報告の適正性を確保する体制

各グループ会社は、グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備、運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

k 反社会的勢力を排除するための体制

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求にも応じない。当社は、不当要求の対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る社内規程等の体制整備を行い、反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

ロ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間において、取締役又は監査役として 任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、会社法第427条第1項の最低責任限 度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、上記の責任限定が認められるの は、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失のないときに限るも のと同契約で規定されております。